# 監査公告

# 定例監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査(フォローアップ監査)を 実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年4月14日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

## 第1 監査の対象

- (1) 健康福祉部社会福祉課の令和元年5月9日から令和2年1月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況
- (2) 会計課の令和元年5月9日から令和2年1月31日までの財務事務及び 関連事務の執行状況
- (3) 教育管理部スポーツ課の平成31年4月8日から令和2年1月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況

# 第2 監査の期間

令和2年2月17日から令和2年4月7日まで

#### 第3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

## 第4 監査の講評

- (1) 健康福祉部社会福祉課について令和2年4月7日に当該課執務室で行った。
- (2) 会計課について令和2年4月7日に当該課執務室で行った。
- (3) 教育管理部スポーツ課について令和2年4月7日に監査委員室で行った。

#### 第5 監査の結果

(1) 健康福祉部社会福祉課

提出された資料等に基づき、前回定例監査講評内容等に係る事務改善状況等を確認した結果、おおむね適正に事務改善されているものと認められた。

(2) 会計課

提出された資料等に基づき、前回定例監査講評内容等に係る事務改善状況等を確認した結果、おおむね適正に事務改善されているものと認められた。

(3) 教育管理部スポーツ課

提出された資料等に基づき、前回定例監査講評内容等に係る事務改善状況等を確認した結果、おおむね適正に事務改善されているものと認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の 確認の徹底を図るよう指導した。